

健康福祉局債権対策部会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、健康福祉局が所管する債権の管理に関して、局内の連携、情報の共有等を通じて、債権対策の推進を図り、市民負担の公平を確保し、及び円滑な財政運営に資することを目的として、健康福祉局債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 債権管理の状況の把握に関する事
- (2) 滞納債権に係る収納対策の取組の進行管理に関する事
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 部会長は健康福祉局長を、副部会長は総務部長をもって充てる。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副部会長が部会長の職務代理する。
- 5 第1項に掲げる部会員のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 部会員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 部会の事務を処理するため、事務局は総務部庶務課に置き、事務局長は庶務課長をもって充てる。

(報告)

第6条 部会において検討された内容については、必要に応じて川崎市債権対策本部に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

別表

健康福祉局債権対策部会

部会員	備考
健康福祉局長	部会長
総務部長	副部会長
総務部 庶務課長	事務局長
医療保険部 医療保険課長	強化債権所管
医療保険部 国民年金・福祉医療課長	
医療保険部 収納管理課長	強化債権所管
医療保険部 収納管理課担当課長〔収納指導〕	強化債権所管
生活保護・自立支援室担当課長〔適正実施〕	強化債権所管
地域包括ケア推進室担当課長〔ケアシステム〕	
長寿社会部 高齢者事業推進課長	
長寿社会部 介護保険課長	強化債権所管
障害保健福祉部 障害計画課長	
障害保健福祉部 障害福祉課長	
保健医療政策部 保健医療政策課長	